

日曜多重債務者相談会

弁護士、司法書士に相談するのが

借金問題の解決の近道です

日時：令和元年 12 月 15 日（日） 9 時 30 分～12 時

ところ：静岡市消費生活センター
静岡市役所静岡庁舎新館 1 階

対象：市内在住の方 8 人(無料)

内容：多重債務問題に詳しい弁護士・司法書士が、
相談に応じます。

申込先：静岡市消費生活センター（生活安心安全課）

☎054 - 221-1054

予約制 12/3(月)～12/11(水)・申込順



弁護士・司法書士に借金整理を依頼するメリット

- 1 弁護士・司法書士名の受任通知が発送されると、サラ金業者等の取り立てが止まります。
- 2 任意整理を行う場合は、利息制限法による再計算を行い支払額を減らすことができたり、過払金が返還されるケースもあります。
- 3 資力のない人には、法律扶助制度の適用により弁護士、司法書士に依頼することが可能です。

※ 相談事例は、裏面をごらんください。

予約制です。必ず事前にお申し込みください。

この相談会とは別に、消費生活センターでは、平日(9時～16時)に消費生活相談員が多重債務相談に応じています。債務者本人が希望すれば、30分間無料の弁護士・司法書士の相談が受けられます。

借金生活から解放されました。

事例1

借金が350万円あり、月々の返済額が12万円強。パートの収入だけでは返済不能なため、弁護士に依頼して自己破産しました。

Aさんはパートで働く40代前半の女性で、病弱な夫と中学生の息子との3人暮らしです。4年前に夫の治療費のために借金をし、その後も教育費で借金は膨らみ、現在の借金は、6社から350万円、月々の返済は12万円強。夫も働いていますが、収入は安定していません。返済が滞っているため、督促の電話が毎日のようにきます。

Aさんは、消費生活センターのアドバイスで弁護士に相談し、資産もないため、自己破産と借金を返済しなくて済む免責の手続きを依頼し、裁判所に認められました。

現在は、借金生活から解放され、3人でつつましく生活しているとのこと。

勇気を出して相談してよかった

事例2

突然、子会社に派遣になり、収入減。借入金の返済の見通しがつかず、弁護士に相談し自己破産。借金生活から解放されました。

会社員のBさん（55歳）は、日ごろからクレジットカードで買い物をし、仕事に必要な資格の講座受講料もカードで支払っていました。

ところが、突然、子会社に派遣になり、収入が大幅に減ってしまいました。クレジットカードの支払いが滞り、以前に消費者金融を利用していたこともあり、今回も借入れをしてしまいました。借入金は合わせて5社で300万円となり、返済の見通しがつきません。

Bさんは弁護士に相談し、資産がないため自己破産と免責手続きを依頼し、裁判所に認められました。

Bさんは、「仕事を辞めることもなく、新たな生活をスタートでき、勇気を出して相談してよかった」と話しています。